

「ひとり親世帯臨時特別給付金」のお知らせ

令和2年(2020年)7月

児童扶養手当受給者に、給付金が支給されます！

児童扶養手当を受給されている方のうち、**令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方**(養育者を含む。)に対し、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で、子育てに対する負担の増加や収入の減少など、特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえて支給するものです。

ひとり親世帯臨時特別給付金は非課税です。

基本給付 (申請不要) このお知らせが届いている方が対象です。

支給額

1世帯 5万円
第2子以降1人につき 3万円

児童扶養手当支給振込指定口座に令和2年8月中旬に振り込みます。
別途8月上旬に決定通知を送付します。

例：子どもが2人(10歳、8歳)の場合 5万円と3万円で計8万円です。

支給要件

令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方

給付金の受給を希望しない方は、令和2年8月7日(金)までに八王子市「ひとり親世帯臨時特別給付金」TEL 042-620-7549へ御連絡ください。

追加給付 申請が必要です。

支給額

1世帯 5万円

支給要件

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて勤務先が休業した、学校が休業したため子どもの世話をすることが必要となり働く時間が減少したなどの場合に申請ができます。

生活保護を受給している方は対象となりません。

提出書類

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【追加給付】

提出方法

同封の封筒で、児童扶養手当現況届と一緒に郵送してください。

申請期間

令和2年8月3日(月)～令和2年8月31日(月)(消印有効)
(最終受付日：令和3年(2021年)2月28日(日))

給付金制度に関するお問い合わせ先

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
0120-400-903 (祝休日を除く 月～金 9時～18時)

申請方法に関するお問い合わせ先

八王子市子育て支援課「ひとり親世帯臨時特別給付金」
相談専用電話(～令和2年8月31日(月))
042-620-7549 (祝休日を除く 月～金 9時～17時)